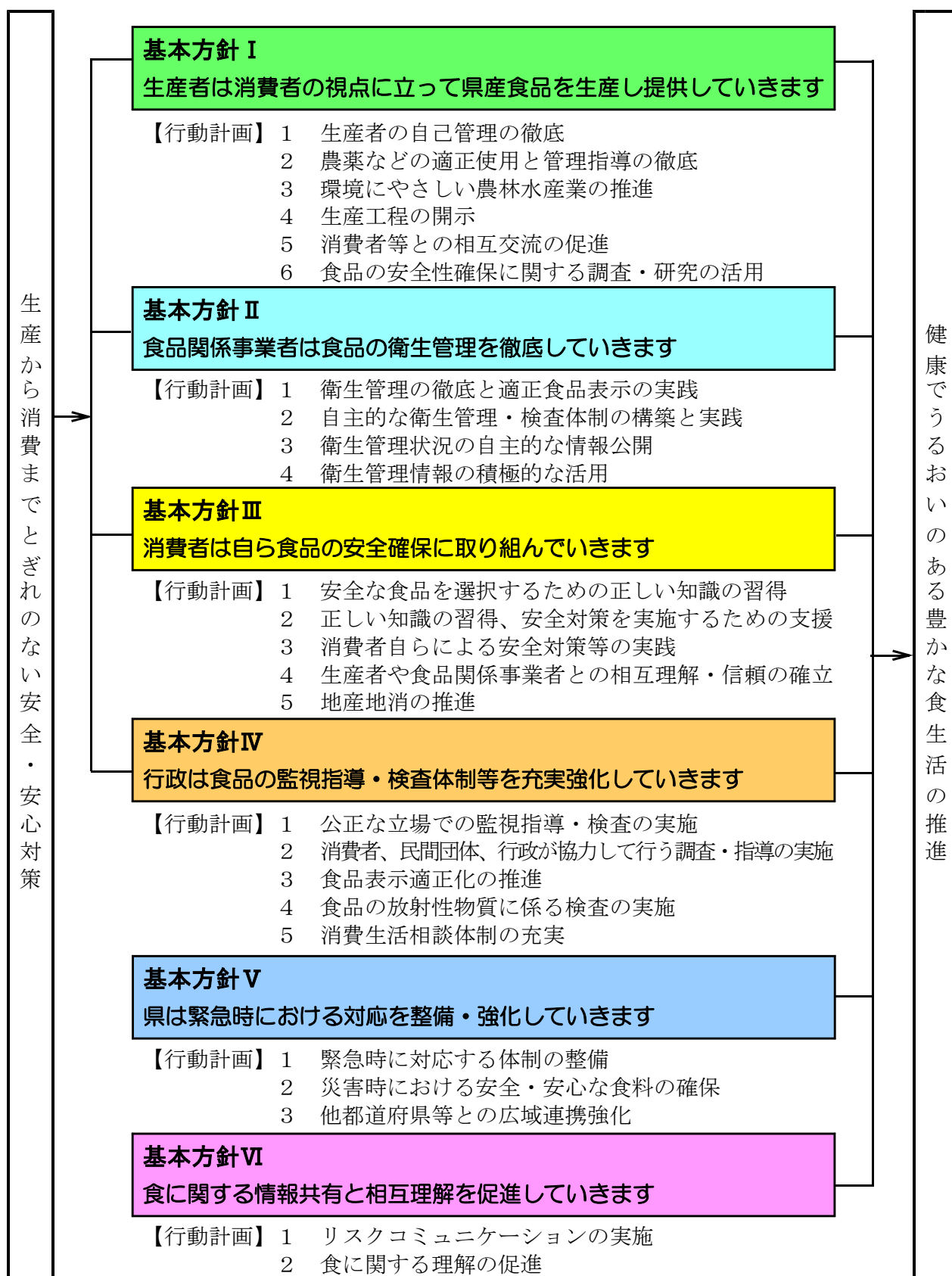


青森県食の安全・安心対策総合指針に基づく
令和4年度の主な取組実績（令和4年12月
末現在）及び令和5年度取組方針（案）

総合指針体系

基本方針と行動計画



基本方針 I 生産者は消費者の視点に立って県産食品を生産し提供していきます

推進目標	1 認証GAP取得件数
	2 エコファーマー認定者数
	3 環境にやさしい農業の取組面積

※ GAPとは、Good Agricultural Practiceの略語で、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に即して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことで、持続的な生産・改善活動を行うこと

1 認証GAP取得件数

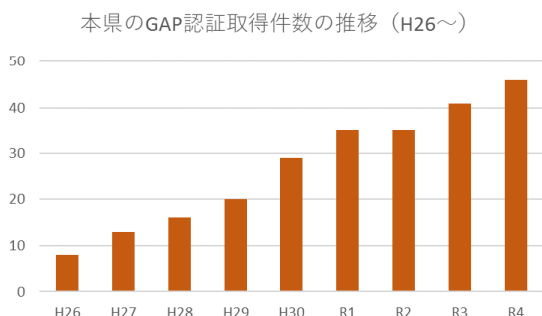
【令和4年度取組方針】

引き続き、GAPに取り組む農業者の確保・育成に向け、農業者のニーズや取組レベルに応じたGAP指導を行うとともに、JAと連携し、生産者組織等を対象とした改善指導を行う。また、国交付金を活用し、農業高校の認証取得や生産者組織の団体認証取得を支援する。

(1) 取組実績

「GAPをする」の推進に向け、農業者等を対象としたGAP推進研修会を計3回開催したほか、各地域県民局に設置した「GAP相談窓口」において、JAと連携しながら、農業者のニーズに応じた個別指導を展開したことにより、GAP認証取得件数は、前年度より3件増加の44件となった。

また、農業高校が人財育成のために取り組むGAP認証の審査費用等を支援し、計4校がグローバルGAP等の認証の更新等に取り組んだ。



(農業高校のGAP認証公開審査)

(2) 推進目標の達成状況

区分	指針策定時の現状及び目標		実績		備考
	H28年度 (現状)	R2年度 (目標)	R3年度 (前年)	R4年度 (R4.12末現在)	
認証GAP取得件数	14件	28件	41件	44件	

(3) 課題等

国が輸出拡大等を背景に国際水準GAPの取組を促していることや、世界的な環境配慮への意識の高まりなどにより、取引先がGAP取得を求めるケースもみられていることなどを踏まえ、引き続き、GAPのメリット等を農業者に分かりやすく伝え、理解を深めていくことが必要である。

また、農業者の取組段階やニーズに適切に対応できる指導体制の強化が必要である。

(4) 令和5年度取組方針(案)

GAPに取り組む農業者の確保・育成に向け、引き続き、農業者の経営形態や取組レベル等に応じた研修会や現地指導等を行うとともに、農協や県の指導員の指導力向上を図る。

また、将来の担い手の育成に向けて、引き続き、農業教育機関に対する指導や認証取得支援を行う。

2 エコファーマー認定者数

【令和4年度取組方針】

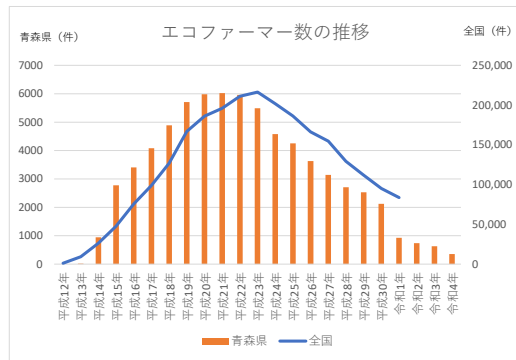
エコファーマーに関連する新たな法制度については、さまざまな機会を通じて制度周知を図る。また、これまでの認定者に対しては、エコ農業チャレンジ塾などを通じて県の特別栽培農産物など、より環境にやさしい生産方式の認証制度へ誘導する。

(1) 取組実績

これまでのエコファーマー制度の内容が「みどりの食料システム法」に基づく認定制度に引き継がれたことから、各県民局の窓口や県ホームページ等で周知した。

また、現行のエコファーマーに対して、エコ農業チャレンジ塾の受講等と呼びかけながら特別栽培等への移行を促したほか、エコ農産物販売協力店の設置などにより、エコ農産物に対する消費者の理解増進に取り組んだ。

なお、R4年度のエコファーマー認定者数は新規認定を停止したことや認定期間（5年）の満了者が多かったため、R3年度より274人減少した。



※令和2年度以降の全国実績は未公表

エコ農産物販売協力店の専用コーナー

(2) 推進目標の達成状況

区 分	指針策定時の現状及び目標		実 績		備 考
	H28年度 (現状)	R3年度 (目標)	R3年度 (前年)	R4年度 (実績)	
エコファーマー認定者数	2,771人	3,400人	632人	358人	

(3) 課題等

「みどりの食料システム法」に基づく新たな認定制度について、農業者等へ浸透させていく必要がある。

また、これまでの認定者に対しては、環境にやさしい農業生産に継続して取り組めるよう、きめ細かな情報提供や現地指導等を行っていく必要がある。

(4) 令和5年度取組方針（案）

「みどりの食料システム法」に基づく認定制度について、市町村等と連携しながら、様々な機会を捉えて、県内農業者へ内容やメリット等を広く周知し、活用を図る。

また、これまでの認定者に対しては、引き続き、農業者の取組レベルや内容に応じた研修会の開催等を通じて、特別栽培や有機農業など、より環境にやさしい生産方式への誘導を図る。

3 環境にやさしい農業の取組面積

【令和4年度取組方針】

環境にやさしい農業を実践できる担い手を育成するため、「エコ農業チャレンジ塾」を引き続き開催をするほか、環境保全型農業直接支払交付金など国の事業も活用しながら取組の拡大を図る。

(1) 取組実績

意欲ある農業者等を対象に、環境にやさしい農業の基礎と実践を学ぶ「エコ農業チャレンジ塾」を、年間を通じて6回開催し、塾生33名の参加のもとで特別栽培等の知識やノウハウの習得を図った。

また、有機JAS認証希望者に指導できる人財を育成する有機農業指導員養成研修会を1回開催し、指導に必要なスキルを向上させた。

さらに、国の環境保全型農業直接支払交付金やみどりの食料システム戦略推進交付金を活用し、市町村と連携しながら、実践者の取組支援や地域レベルの有機農業の推進体制づくりを行った。



エコ農業チャレンジ塾（6回開催）

(2) 推進目標の達成状況

区 分	指針策定時の現状及び目標		実 績		備 考
	H27年度 (現状)	R 3 年度 (目標)	R 元年度 (前年)	R 2 年度 (実績)	
環境にやさしい農業の 取組面積	1,651 ha 有機農業 589ha 特別栽培 412ha 環境保全型農業 650ha	2,880 ha 有機農業 880ha 特別栽培 700ha 環境保全型農業 1,300ha	1,842 ha 有機農業 533ha 特別栽培 463ha 環境保全型農業 846ha	1,792 ha 有機農業 527ha 特別栽培 450ha 環境保全型農業 815ha	有機JAS認証面積 (農水産省公表)は 令和2年度が最新デ ータである。

(3) 課題等

近年、SDGsやエシカル消費など環境に配慮した農産物への消費者理解が進んでいることや、化学肥料の価格高騰が農業経営を圧迫している状況なども踏まえ、環境負荷低減とともに、肥料コスト低減につながる環境にやさしい農業をより積極的に進めていく必要がある。

このため、特別栽培等を志向する農業者が参入しやすいよう、指導する人財の育成や取組レベルに応じた支援体制を充実させていくほか、引き続き、国の支援策等を活用し、取組者の拡大を図っていく必要がある。

(4) 令和5年度取組方針

引き続き、「エコ農業チャレンジ塾」を開催し、環境にやさしい農業を実践できる担い手の育成を図るほか、有機JAS認証制度に関する研修会の開催等により、有機農業を指導できる普及指導員を育成する。

また、みどりの食料システム戦略交付金や環境保全型農業直接支払交付金など国の事業を有効活用しながら取組者の拡大を図るほか、化学肥料の価格高騰に対応するため、堆肥等の高品質化や有効活用を推進し、肥料コストの低減を図りつつ、環境に優しい農業の取組拡大につなげていく。

4 その他の取組実績（R4年度実績）

○日本一健康な土づくり運動の推進（あおもり土づくりの匠 ③77名→④81名）

○稲わらの焼却面積（②550ha→③536ha）14ha減

基本方針Ⅱ 食品関係事業者は食品の衛生管理を徹底していきます

- | | |
|------|---|
| 推進目標 | 1 食品衛生に関する事業者向け講習会等の開催状況
2 食中毒発生件数及び患者数（発生原因が家庭である場合を除く）
3 A-HACCPの普及及びHACCPの導入支援 |
|------|---|

1 食品衛生に関する事業者向け講習会等の開催状況

【令和4年度取組方針】

引き続き、食品事故の発生や、関係法令・規範等の違反を未然に防ぐため、事業者の自主的な衛生管理意識の向上に向けた研修会等の開催を事業者に働きかけるとともに、従来実施してきた集合型研修の開催にあたっては、関係機関・団体間の連携・情報共有を密にしながら、新型コロナウイルス感染防止対策に万全を期した上で、リモート形式併用も含めた適切な研修運営が行えるよう、参加者の確保と講習内容の充実に努める。

（1）取組実績

多くの関係団体・組織において、新型コロナウイルスの感染状況に応じて、リモート形式や少人数規模の講習会とするなど、工夫しながら参加者の受講機会の確保に努めた結果、令和4年度の食品衛生等を内容とする事業者向け講習会の開催は271回、参加人数は8,522人となり、前年度からそれぞれ125回、4,488人の増加となった。

また、取組を実施する組織・団体等の割合は57%であった。

（2）推進目標の達成状況

区 分	指針策定時の現状及び目標		実 績		備 考
	H28年度 (現状)	R 4年度 (目標)	R 3年度 (前年)	R 4年度	
開 催 回 数	407回	440回	146回	271回	
参 加 人 数	17,040人	18,700人	4,034人	8,522人	
組 織 割 合	82%	100%	69%	57%	

（3）課題等

新型コロナウイルス感染防止対策や、令和3年6月に施行されたHACCP制度の導入などによって事業者の衛生管理意識が高まっている状況を踏まえながら、引き続き、衛生管理の徹底を図っていく必要がある。

（4）令和5年度取組方針（案）

食品事故の発生や、関係法令・規範等の違反を未然に防ぐため、事業者に対して、自主的な衛生管理意識の維持・向上に向けた研修会等の開催を働きかける。

また、講習会等の開催については、引き続き、関係機関・団体間の連携・情報共有を密にしながら、従来の集合型研修のほか、リモート形式も併用するなど、参加者の受講機会の確保と講習内容の充実に努める。

2 食中毒発生件数及び患者数（発生原因が家庭である場合を除く）

【令和4年度取組方針】

仕出し弁当業者等の大量調理施設や宅配・テイクアウトを行う飲食店等に対し重点的に監視指導を行うほか、近年、発生が多いノロウイルスやカンピロバクター等の食中毒予防に関する啓発活動を強化する。

また、令和3年6月からHACCPに沿った衛生管理の制度化が完全施行されたことから、食品等事業者が円滑に取り組めるよう、その施設の取組状況に応じてきめ細やかに指導・助言を行う。

(1) 取組実績

食品取扱施設に対する監視指導や、食品衛生責任者を対象とした講習会等により、食品衛生指導に努めたほか、食中毒予防に関する啓発及びHACCPに沿った衛生管理の指導・助言を行った。

今年度はカンピロバクターによる食中毒1件及び動物性自然毒（ふぐ）による食中毒1件が発生した。

また、淡水魚の生食等によって検出される顎口虫の発生が確認されたことから、県民に対して注意喚起を行った。

(2) 推進目標の達成状況

区 分	指針策定時の現状及び目標		実 績		備 考
	H27年度 (現状)	R4年度 (目標)	R3年度 (前年)	R4年度	
食中毒発生件数	5件	0件	2件	2件	
食中毒患者数	87人	0人	19人	5人	

(3) 課題等

食中毒の原因は、従前どおり、食品取扱者の健康管理、手洗いの実施、食品の衛生的取扱い等の一般的衛生管理が徹底されていなかったことによるものが多いことから、普段から行っている一般的衛生管理を適切に実施しつつ、その上で、HACCPに沿った衛生管理の手法を取り入れ、食品の安全性を向上させる必要がある。

また、自然毒による食中毒を予防するためには、消費者への注意喚起を徹底する必要がある。

(4) 令和5年度取組方針（案）

食中毒発生リスクが高い仕出し弁当業者等の大量調理施設や宅配・テイクアウトを行う飲食店等に対し、引き続き重点的な監視指導を行うほか、全国的にも依然として発生が多いノロウイルスやカンピロバクター等の食中毒予防に関する啓発活動を強化する。

また、様々な手法や媒体を活用して消費者への注意喚起を徹底する。

3 A-HACCPの普及及びHACCPの導入支援

【令和4年度取組方針】

令和3年6月からHACCPに沿った衛生管理の制度化が完全施行されることから、特に中小規模の食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理に円滑に取り組むことができるよう、関係団体等の協力を得て引き続き制度の周知を図るとともに、国が内容を確認した手引書に基づき、指導・助言やHACCPを指導する人材の育成を行う。

(1) 取組実績

青森県食品衛生監視指導計画に基づき実施する保健所の食品衛生監視員による定期的な立入検査や営業許可の更新等の機会を通じて、HACCPに沿った衛生管理の実施状況を確認し、必要な指導・助言を行った。

また、中規模の食品等事業者に対しては、関係団体の協力を得ながら、文書通知等で制度周知を図ったほか、監視指導に合わせて国のHACCP手引書等を活用しながら、社内において制度を指導できる人材の育成を図った。

(2) 推進目標の達成状況

区 分	指針策定時の現状及び目標		実 績		備 考
	H28年度 (現状)	R4年度 (目標)	R3年度 (前年)	R4年度	
A-HACCP認証施設数	91施設	141施設	262施設	—施設	R2年度末で終了
HACCP導入施設数	17施設	67施設	87施設	—施設	R3年6月制度化

(3) 課題等

HACCP制度の早期定着に向けて、各事業者の取組状況に応じたきめ細やかな指導・助言が引き続き必要である。

(4) 令和5年度取組方針（案）

令和3年6月からHACCPに沿った衛生管理の制度化が完全施行されたことから、今後も引き続き、食品等事業者がHACCPを速やかに導入し、継続して実施できるよう、業界団体等と連携し、研修会や巡回指導等を通じて支援していく。

4 その他の取組実績

○学校給食施設におけるドライ運用とドライシステム化（ドライ施設 ③78.2%→④77.9%）

基本方針Ⅲ 消費者は自ら食品の安全確保に取り組んでいきます

- | | |
|------|----------------------------|
| 推進目標 | 1 食品の安全・安心に関する消費者向け研修会等の開催 |
| | 2 学校給食における県産食材の利用割合 |

1 食品の安全・安心に関する消費者向け研修会等の開催

【令和4年度取組方針】

食品の安全に関する正しい知識を習得し、自らが食品の安全対策に高い意識を持ち、実践する消費者を増やすため、引き続き、講習会やイベント、公開講座等を開催し、食品に対する正しい知識等の普及に努める。従来実施してきた集合型研修の開催にあたっては、新型コロナウイルス感染防止対策に万全を期した上で、リモート形式併用も含めた適切な研修運営が行えるよう、参加者の確保と講習内容の充実を図る。

(1) 取組実績

多くの関係団体・組織において、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しながら、消費者向け研修会やイベントを開催し、中止となるものが減少したことから、消費者向けの研修会やイベント、公開講座などの開催回数は前年より63回多い123回となり、参加人数は前年より753人多い2,183人となった。

このような取組を実施する組織・団体等の割合も前年度より増加し、30%であった。

(2) 推進目標の達成状況

区 分	指針策定時の現状及び目標		実 績		備 考
	H28年度 (現状)	R 4 年度 (目標)	R 3 年度 (前年)	R 4 年度	
開 催 回 数	75回	120回	60回	123回	
参 加 人 数	12,826人	16,600人	1,430人	2,183人	
組 織 割 合	40%	100%	20%	30%	

(3) 課題等

コロナ禍により、消費者の健康志向が高まったことに加えて、内食や中食などによる消費傾向が増加し、家庭内等における食品の安全管理等の重要性が増していることから、こうした状況に対応した適切な研修会等の実施が必要である。

(4) 令和5年度取組方針（案）

食品の安全・安心対策への意識を持ち、実践する消費者を増やすため、引き続き、関係機関・団体等と連携して、講習会やイベント、公開講座等を開催し、食品に対する正しい知識等の普及・啓発に努める。

2 学校給食における県産食材の利用割合

【令和4年度取組方針】

学校給食用野菜の供給拡大に向けた産地及び流通・加工業者等による検討会と学校栄養士等を対象とした生産現場での現地講座の開催、県産加工品のPRを実施する。

(1) 取組実績

学校給食関係者による冷凍野菜供給拡大に向けた検討会の開催や学校栄養士に対する県産食材や加工品のPRを実施した結果、学校給食における県産食材の利用割合は、令和3年度で65.8%と、ほぼ、前年並みの水準で推移した。

(2) 推進目標の達成状況

区 分	指針策定時の現状及び目標		実 績		備 考
	H27年度 (現状)	R 5年度 (目標)	R 2年度 (前年)	R 3年度 (実績)	
学校給食における県産 食材の利用割合	66.5%	68.6%	66.2%	65.8%	

(3) 課題等

近年、県産食材利用率は、65%以上の水準を維持しているが、さらなる利用率向上に向けて、今後とも、学校栄養士等に対して県産食材・加工品等についての情報提供を行うとともに、安定供給に向けた会議の開催等により利用促進を図っていく必要がある。

(4) 令和5年度取組方針（案）

調理の面で利便性が高い冷凍野菜等の加工品についての情報提供や、学校栄養士等を対象とした農業生産ほ場での視察研修会の開催等を通じて、県産食材の利用促進を図っていく。

3 その他の取組実績（R4年度）

○消費者と生産者の交流による相互理解の推進（③0回→④0回）

○消費生活相談窓口への「食の安全・安心に関する」相談件数（③30件→④30件）

<主な相談事例>

- ・アレルギーの原因食物の不使用を掲げるカフェでクレープを購入したが、それを食べた子供にアナフィラキシーの症状が出たため、カフェに苦情を申し出た。
- ・ドラッグストアで購入したゼリーを食べた翌日から腹痛が数日続いた。ゼリーを購入した店に行くと、ゼリーの商品棚には「蛍光灯にあたると退色するため商品回収する」という内容の貼り紙があったため心配である。

※ゼリーメーカーによると、退色は着色料の影響で品質に問題はないが、ゼリーに含まれる人工甘味料がお腹を下しやすい糖質で、身体に合わない人もいるということであった。

基本方針Ⅳ 行政は食品の監視指導・検査体制を充実強化していきます

推進目標 1 食品表示ウォッチャーによる監視における不適正店舗率

1 食品表示ウォッチャーによる監視における不適正店舗率

【令和4年度取組方針】

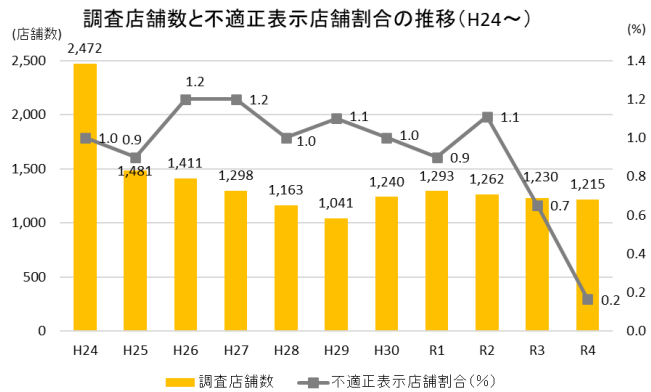
食品表示ウォッチャー100名による食品表示状況のモニターを継続実施するとともに、報告された不適正店舗に対しては、きめ細かな指導や表示の改善を促していくことによって不適正店舗率0パーセントを目指す。

(1) 取組実績

食品表示の適正化及び消費者の食品表示への理解促進を図るため、県内一般消費者を対象に青森県食品表示ウォッチャーの募集を行い、95名による食品表示状況のモニタリングを実施した。

7～12月の6か月で計1,215店舗を調査した結果、食品表示不適正店舗率は0.2%と、前年度(0.7%)より0.5ポイント減少した。

不適正表示店舗に対しては、県職員による食品表示適正化チーム等が出向いて表示内容を確認し、適正表示の啓発指導を行った。



(2) 推進目標の達成状況

区分	指針策定時の現状及び目標		実績		備考
	H28年度(現状)	R2年度(目標)	R3年度(前年)	R4年度	
食品表示不適正店舗率	1.0%	0.0%	0.7%	0.2%	

(3) 課題等

事業者が消費者に対して正しい表示を行うという意識を持ち、販売する食品の表示を適切に行うことができるよう、引き続き事業者の表示状況を監視しながら適正表示の啓発指導を行う必要がある。

(4) 令和5年度取組方針(案)

食品表示ウォッチャー100名による食品表示状況のモニタリングを継続して実施するとともに、報告された不適正店舗に対しては、事業者自らが適正な表示を行うよう、食品表示制度の啓発や指導を行い、不適正店舗率0パーセントを目指す。

2 その他の取組実績（R4年度実績）

- 県食品衛生監視指導計画に基づく食品の立入検査の実施
立入検査：(③4,827件→④4,385件)
- 県産農林水産物等の放射性物質モニタリング調査の実施
(③693件→④691件)、(③42品目→④42品目)
- 学校給食用食材の放射性物質調査の実施
検査件数 (③61件→④14件)

基本方針Ⅴ 県は緊急時における対応を整備・強化していきます

推進目標 1 高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫の発生件数

1 高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫の発生件数

【令和4年度取組方針】

引き続き、高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱等の発生に備えて、本庁及び各地域について情報連絡会議を開催し、緊急時の連絡体制や役割分担を確認するほか、昨年度の発生を踏まえ、特定家畜伝染病発生時の動員職員を対象とした防疫作業の説明会や机上演習を実施する。また、地域県民局や協定締結団体との連絡体制及び作業手順を確認するための実動演習を実施する。

(1) 取組実績

本県における高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の発生に迅速に対応するため、庁内情報連絡会議を開催し、国内外の最新の発生状況や発生時の連絡体制、防疫作業内容を情報共有した。

また、動員予定者を対象に防疫机上演習を開催し、防疫作業の内容や防護服の着脱について動画や実動で説明するとともに、職員ポータルを利用し、演習資料や動画の閲覧によるeラーニングを実施した。

各地域においては、防疫実動演習を開催し、集合施設、現場事務所、消毒ポイント等の防疫拠点での詳細な作業内容を確認した。

さらに、隣県において野生イノシシの豚熱発生が確認されたことから、6月補正予算により豚熱感染リスクの低減に向けて、県境市町村を対象とした野生イノシシの監視・捕獲実証を実施した。



(2) 推進目標の達成状況

区分	指針策定時の現状及び目標		実績		備考
	H28年度 (現状)	R4年度 (目標)	R3年度 (前年)	R4年度 (R4年12月末)	
高病原性鳥インフルエンザの発生件数	2件	0件	1件	4件	
口蹄疫の発生件数	0件	0件	0件	0件	

(3) 課題等

全国的に高病原性鳥インフルエンザが多発し、本県でも複数件発生したほか、隣県の野生イノシシで豚熱の感染が確認されたことから、特定家畜伝染病の発生に備えるため、県対策マニュアルや動員基本方針に基づき、連絡・動員体制や役割分担の確認、迅速な初動対応、的確な防疫作業を行うための訓練が必要である。

また、豚熱に感染した野生イノシシが北上していることから、発生リスク低減に向けたイノシシ侵入防止技術の確立、普及を急ぐ必要がある。

(4) 令和5年度取組方針(案)

特定家畜伝染病の発生防止に向けて、農場への効率的な衛生管理指導を実施するため、飼養衛生管理に係る相談や指導體制のオンライン化を検討する。

発生した場合に備えて、緊急時の連絡体制や役割分担を確認するほか、これまでの発生を踏まえた防疫作業の説明会や机上演習の実施、県庁職員だけでなく協定締結団体との実動演習等を実施し、防疫作業体制の強化を図る。

さらに、野生イノシシの侵入防止対策の強化に向けて、省力かつ効果的な監視・捕獲技術の実証を進め、得られた成果を整理して効果的な技術を組み立て、県内市町村等へ普及していく。

基本方針Ⅵ 食に関する情報共有と相互理解を促進していきます

推進目標 1 食の安全・安心に関する県民意識（アンケート調査結果）

1 食の安全・安心に関する県民意識（アンケート調査結果）

【令和4年度取組方針】

消費者の食の不安を取り除き、安心感を提供するため、消費者との食品の安全性に関する意見交換や食品リスクに関する正しい情報伝達などのリスクコミュニケーションに努めるとともに、消費者から信頼される安全・安心な農産物生産の情報発信等を通じて、県産品に対する県民の更なる信頼度向上に取り組む。

（1）取組実績

食の安全・安心に関する県民意識アンケート調査を、青森県生活協同組合連合会、青森県消費者協会の協力を得て実施した。

調査の結果、540名（前年：551名）から回答があり、食の安全・安心に関する基礎知識を持つ県民の割合は97%で、前年度と同様であった。また、県産品に対する信頼度は84%で、前年度より4ポイント減少した。

この他、県食品衛生監視指導計画策定のために食品関係56団体に対し意見募集を実施するなどのリスクコミュニケーションを実施した。

（2）推進目標の達成状況

区 分	指針策定時の現状及び目標		実 績		備 考
	H28年度 (現状)	R 4 年度 (目標)	R 3 年度 (前年)	R 4 年度 (R4年12月末)	
基礎的知識を持つ県民の割合	85%	95%	97%	97%	
県産品に対する県民の信頼度	70%	95%	88%	84%	

（3）課題等

アンケート結果では、食に対し不安に感じていることとして「カンピロバクター、腸管出血性大腸菌などの食中毒」（44%）や「食品への異物混入」（38%）など、食品を食べた時に健康被害が起きる危険性（食品リスク）に関する内容が最も多いことから、引き続き、リスク分析に基づく正しい知識の習得や情報発信などが必要である。

また、消費者への情報伝達や相互理解を深めるのに有効なリスクコミュニケーションの機会を増やしていく必要がある。

（なお、新たにアンケートの設問とした「食品とウイルスの関連性」については、概ね9割以上の県民が、日本でこれまで鶏肉や卵を食べて鳥インフルエンザウイルスに感染した例がないことを理解していた。）

（4）令和5年度取組方針（案）

消費者の食の不安を取り除き、安心感を提供するため、各種説明会や研修会等を活用して食品の安全性や食品リスクに関する正しい情報を伝達するほか、生産者と消費者とのリスクコミュニケーションの充実を図る。

また、県産品フェアや応援キャンペーン等を通じて、引き続き消費者から信頼される安全・安心な農産物生産の情報発信等を行い、県産品に対する県民の更なる信頼度向上を図る。

2 その他の取組実績（R4年度実績）

- 消費者等からの要請を受けて実施した研修会等の実施（開催回数③1回→④0回）
- 県ホームページにおける放射性物質等に関する情報の随時公開
⇒ホームページ「青森県産農林水産物の放射性物質調査結果」の開設（H24年7月）
ホームページへのアクセス数（③3,129件→④1,880件）